

寄 附 行 為

財団法人福島県栽培漁業協会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人福島県栽培漁業協会（以下「協会」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 協会は、事務所を双葉郡大熊町大字夫沢字北台 2 0 5 番地 1 に置く。

(目 的)

第 3 条 協会は、資源培養型漁業の確立を図るため、有用水産物の増殖技術等の調査研究、開発及び普及を行い、もって漁業者の経済的社会的地位の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 有用魚介類種苗量産技術の開発
- (2) 魚介類放流管理技術の調査研究
- (3) 漁場の改良造成に関する開発調査
- (4) 栽培漁業に関する知識及び技術の普及啓発
- (5) 発電所温排水の有効利用に関する調査研究
- (6) 前各号に掲げる事業に付帯する事業のほか、協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 協会の資産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 設立に際し寄附された財産目録記載の資産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 設立当初寄附された財産目録記載の財産

(2) 基本財産として寄附された財産

(3) 協会設立後理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(業務方法書)

第9条 協会の事業執行については、業務方法書の定めるところによる。

2 協会は、業務方法書を作成し又は変更したときは、福島県知事に届け出るものとする。

(経費の支弁)

第10条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第11条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 協会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、予算が承認された場合、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(届出報告)

第14条 協会は、設立当初の事業年度を除き、毎事業年度開始前に、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を福島県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、やむを得ない理由があるときは、前項に規定する書類を事業年度開始後3月以内に提出することができる。この場合においては、事業年度開始前に提出することができなかつた理由を記載した書類を添えなければならない。

3 協会は、毎事業年度終了後遅延なく事業報告書、収支決算書及び財産目録を福島県知事に提出しなければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第15条 協会の事業報告、収支決算書類及び財産目録は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第17条 協会が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、福島県知事に届け出なければならない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第17条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事(理事長、副理事長及び、常務理事を含む。)7人以上9人以内

(5) 監事 2人

2 前項に関わらず、常務理事については、理事長が必要と認めるときに理事会の同意を得て置くものとする。

3 理事及び監事は、評議員会において選任する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 特定の理事と同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の職員及びその出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

また同一の業者の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(役員 の 職務)

第18条 理事長は、協会を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌理するとともに、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長の命を受け、業務を掌理するとともに、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長ともに欠けたときは、その職務を行う。

なお、前条第2項で定める常務理事を置いていないときは、あらかじめ理事会の同意を得て理事長が指名する他の理事が、その職務を代理し又はその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 協会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は福島県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員 の 任期)

第19条 役員 の 任期 は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員によって選任された役員 の 任期 は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員 は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第20条 役員 が 次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員 には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(種別)

第22条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ協会の職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。
- 3 監事及び協会の職員は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議長に発言を求められたときに限る。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第25条 定例理事会は、毎年3月及び6月に開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 第18条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合。

(招集)

第26条 理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から起算して15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、開会の日5日前までに文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

2 緊急、かつ、やむを得ない場合は、理事長は書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

この場合において、書面により賛否を求めて処理した事項について、理事長は、理事にすみやかに報告しなければならない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者の表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員の種別及び選任)

第32条 協会に、次の評議員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 評議員(会長及び副会長を含む。) 9人以上12人以内

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 会長及び副会長は、評議員の互選により定める。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 特定の評議員と同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の職員及びその出身者並びに同一業界の関係者が占める割合は、それぞれ評議員現在数の2分の1を超えてはならない。

(評議員の職務)

第33条 会長は、評議員会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(評議員の任期及び報酬)

第34条 第19条及び第21条の規定は、評議員の任期及び報酬等について準用する。この場合において、第19条及び第21条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員会の構成及び権能)

第36条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて、協会の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。
- 3 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について評議員会に諮問しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること
 - (4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること

(5) その他理事会で必要と認めた事項

- 4 評議員会は、必要に応じ協会の職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。
- 5 監事及び協会の職員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議長に発言を求められたときに限る。

(評議員会の開催及び招集)

第37条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が第18条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合。

- 2 第26条の規定は、評議員会の招集について準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「前条第2項第2号」とあるのは、「第37条第1項第2号」と、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第38条 評議員会の議長は、評議員会の会長が務めるものとし、会長に事故があるときは、副会長が代理する。

(評議員会の定足数)

第39条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第40条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 緊急、かつ、やむを得ない場合は、会長は、書面により賛否を求めて、評議員会の議決に代えることができる。

この場合において、書面により賛否を求めて処理した事項について、会長は、評議員にすみやかに報告しなければならない。

(書面表決等)

第41条 やむを得ない理由により評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条で準用する第31条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第42条 第31条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(理事会への委任)

第43条 第36条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 事務局

(事務局)

第44条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(職員等)

第45条 事務局に参事及びその他の職員を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、参事の任免については、理事会の同意を得なければならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第47条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、協会と同様の事業を行う他の公益団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(委任)

第48条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別

に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立の日（昭和55年1月23日）から施行する。
- 2 設立当初の役員は、第9条第3項及び第5項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとする。
- 3 設立当初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和56年3月31日に終わるものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、その変更について、福島県知事の認可のあった日（平成11年8月9日）から施行する。
- 2 この寄附行為変更の際、現に役員である者は、第9条第2項の規定に基づき運営委員会において選任された者とみなし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更について、福島県知事の認可のあった日（平成13年4月26日）から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の際、現に役員である者は第17条第2項の規定に基づく評議員会で選任された者と、また、現に運営委員である者は第32条第2項に基づく理事会において選任された評議員とみなし、その任期は平成15年3月31日までとする。
- 3 この寄附行為の変更の際、運営規則を除く協会の諸規程については、変更後の寄附行為で制定されたものとみなし、諸規程中の「運営委員」及び「運営委員会」とあるのは、「評議員」及び「評議員会」と読み替えるものとする。
- 4 運営規則は、廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更について、福島県知事の認可のあった日（平成15年5月21日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更について、福島県知事の認可のあった日（平成17年4月27日）から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の際、現に常務理事の職にある者は、寄附行為第17条第2項の規定に基づいて置かれたものとみなし、その任期は平成17年5月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更について、福島県知事の認可のあった日（平成17年8月15日）から施行する。

財団法人福島県栽培漁業協会役員等名簿

理事

平成24年8月1日現在

役職名	氏名	摘要
理事長	畠 利行	福島県農林水産部長
副理事長	野崎 哲	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長
理事	叶谷 守久	福島県ヒラメ栽培事業推進委員会長
//	佐川 泉	福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
//	渡辺 利綱	大熊町長
//	林 孝之	東京電力株式会社 福島原子力被災者支援対策本部 福島地域支援室長
//	馬場 壽恵	東北電力株式会社執行役員福島支店長

(注) 任期 平成25年6月10日まで

監事

役職名	氏名	摘要
監事	安藤 正	福島県農林水産部参事兼農林総務課長
//	南部 房幸	福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長

(注) 任期 平成25年4月30日まで

評議員

役職名	氏名	摘要
会長	高荒 昌展	福島県農林水産部政策監
副会長	八多 宣幸	福島県農林水産部水産課長
//	新妻 芳弘	福島県漁業協同組合連合会専務理事
評議員	齋藤 弘昭	福島県信用漁業協同組合連合会専務理事
//	鈴木 常夫	いわき市農林水産部水産振興室長
//	桑折 光信	相馬市産業部参事農林水産課長
//	末永 清一	大熊町産業課長
//	原 一郎	東京電力株式会社 福島原子力被災者支援対策本部 業務グループマネージャー
//	寺崎 芳典	東北電力株式会社福島支店企画部長

(注) 任期 平成25年6月30日まで

平成23年度事業報告書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

I 法人の概況

1 設立年月日 昭和55年1月23日

2 寄附行為に定める目的（協会寄附行為第3条）

協会は、資源培養型漁業の確立を図るため、有用水産物の増殖技術等の調査研究、開発及び普及を行い、もって漁業者の経済的社会的地位の向上に資することを目的とする。

3 寄附行為に定める事業内容（協会寄附行為第4条）

(1) 有用魚介類種苗量産技術の開発

(2) 魚介類放流管理技術の調査研究

(3) 漁場の改良造成に関する開発調査

(4) 栽培漁業に関する知識及び技術の普及啓発

(5) 発電所温排水の有効利用に関する調査研究

(6) 前各号に掲げる事業に付帯する事業のほか、協会の目的を達成するために必要な事業

4 役員等に関する事項

理事、監事、評議員（4～5頁に記載しました。）

5 職員に関する事項

職員（5頁に記載しました。）

6 役員会等に関する事項

理事会、評議員会、監査（2～4頁に記載しました。）

II 事業の概要

今年度は、東日本大震災（平成23年3月11日）の津波により種苗生産施設が損壊し継続事業が実施できない状況にありました。しかし、国の第3次補正予算事業を活用した次に掲げる業務を実施することができました。

また、理事会・評議員会・監査等を開催し適正な運営を図ることに努めました。

(1) 種苗放流支援事業（予算額：6,175千円）

平成23年度の国による第3次補正予算事業「被災海域における種苗放流支援事業」を活用した種苗生産等業務において、アワビ殻長25～30mm種苗、5～10万個の生産をするため、親貝養成及び種苗生産用餌料培養業務等を、平成24年3月から静岡県内の種苗生産施設において職員2名により実施しました。

(2) 本部運営関係

①理事会

次のとおり、定例理事会を2回、臨時理事会を1回開催しました。

年月日	会議名	場 所	内容等
平成23年 7月26日	第100回 (臨時)	(書面)	議題 (1) 評議員選任(案) 任期満了に伴い、次のとおり選任 されました。 評議員 熊本俊博 氏 八多宣幸 氏 新妻芳弘 氏 齋藤弘昭 氏 小野善史 氏 植田富雄 氏 末永清一 氏 檜山直彦 氏 寺崎芳典 氏 (8/4付就任)
平成23年 12月6日	第101回 (定例)	福島市 ホテル サンルート プラザ福島	議題 (1) 理事長及び副理事長の互選 理事長 鈴木 義仁 氏 副理事長 野崎 哲 氏 (12/6付就任) (2) 理事長及び副理事長の職務代行者 の指名 職務代行者 叶谷 守久 氏 (12/6付就任) (3) 平成22年度事業報告 (4) 平成22年度収支決算報告 (5) 平成23年度事業計画 (案) (6) 平成23年度収支予算 (案) (7) 平成23年度基本財産管理 (案) 以上5議案について、原案どおり 可決承認されました。
平成24年 3月26日	第102回 (定例)	福島市 ホテル サンルート プラザ福島	報告事項 (1) 平成23年度事業経過報告 (2) 平成23年度収支決算見込み 議題 (1) 平成24年度事業計画 (案) (2) 平成24年度収支予算 (案) (3) 平成24年度基本財産管理 (案) 以上3議案について、原案どおり 可決承認されました。 (4) 評議員選任 (案) 評議員 檜山直彦 氏の辞任届を 受け、次のとおり選任されました。 評議員 原 一郎 氏 (3/30付就任)

②評議員会

次のとおり、定例評議員会を2回、臨時評議員会を2回開催しました。

年月日	会議名	場 所	内容等
平成23年 6月6日	第39回 (臨時)	(書面)	議題 (1) 監事選任(案) 任期満了に伴い、次のとおり選任 されました。 監事 安藤 正 氏 監事 南部房幸 氏 (6/17付就任)
平成23年 10月27日	第40回 (定例)	福島市 サンパレス福島	議題 (1) 評議員会長及び副会長の互選 会長 熊本 俊博 氏 副会長 八多 宣幸 氏 新妻 芳弘 氏 (10/27付就任) (2) 平成22年度事業報告 (3) 平成22年度収支決算報告 (4) 平成23年度事業計画(案) (5) 平成23年度収支予算(案) 以上4議案について、原案妥当の 旨答申されました。 (6) 理事選任(案) 任期満了に伴い、次のとおり選任 されました。 理事 鈴木義仁 氏 野崎 哲 氏 叶谷守久 氏 佐川 泉 氏 渡辺利綱 氏 馬場 壽恵 氏 (10/27付就任)※ 吉田昌郎 氏(選任後就任辞退)
平成23年 12月1日	第41回 (臨時)	(書面)	議題 (1) 理事選任(案) 関係機関の人事異動等に伴い、次 のとおり選任されました。 理事 林 孝之 氏 (12/1付就任)※
平成24年 3月19日	第42回 (定例)	福島市 ホテル サンルート プラザ福島	報告事項 (1) 平成23年度事業経過 (2) 平成23年度収支決算見込み 議題 (1) 平成24年度事業計画(案) (2) 平成24年度収支予算(案) 以上2議案について、原案妥当の 旨答申されました。

※福島地方法務局にて平成24年2月7日に理事の変更登記を完了しました。

③監査関係

次のとおり、事務点検後監事による監査を受けました。

年月日	監査名	場所	内容等
平成23年 8月9日	事前監査 (事務点検)	いわき市 金成税理士 事務所	平成22年度財務諸表(正味財産増減 計算書・貸借対照表・財産目録)及び収 支計算書について、金成税理士事務所金 成政行税理士による事務点検の結果、指 摘・指導事項はありませんでした。
平成23年 8月26日	監事監査	福島市 県庁西庁舎6階 ミーティングルーム(大)	平成22年度事業報告書、財務諸表(同 上)及び収支計算書等について、監事2 名による監査の結果、その内容はいずれ も適正なものと認められました。

④資産の管理・運用状況

ア. 基本財産の管理・運用状況は、表5のとおりです。

イ. 特定資産(退職給付引当資産、減価償却引当資産、運営基盤強化対策積立資産、特別
施設・設備修繕等準備積立資産、経営安定化積立資産)の管理・運用状況は、表6のと
おりです。

表5. 基本財産管理・運用状況

No.	区分	種別	金額 (千円)	利率 (%)	収入額 (千円)	経過等
1	債券	国債、電力債等	395,037	4.28	16,890	満期償還 67,961千円
		円建外債	202,900	1.02	2,068	H24.3/11繰上償還22,900千円
		小計	597,937		18,958	
2	定期預金	スーパー定期	2,063	0.04	—	うち2,028千円取崩(債券購入)
合計			600,000		18,958	

表6. 特定資産管理・運用状況

No.	区分	種別	金額 (千円)	利率 (%)	収入額 (千円)	経過等
1	債券	国債、電力債等	84,792	1.22	1,037	満期償還 60,967千円
		円建外債	28,300	1.28	362	H24.3/11繰上償還 (16,000千円 2,300千円)
		小計	113,092		1,399	
2	定期預金	スーパー定期	53,684	0.05	29	
合計			166,776		1,428	

⑤役員等

理事(任期:平成25年6月10日) ※平成24年4月1日以降に就任いただいた方です

役職名	氏名	摘要
理事長	※ 畠 利行	福島県農林水産部長
副理事長	野崎 哲	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長
理事	叶谷 守久	福島県ヒラメ栽培事業推進委員会長
//	佐川 泉	福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
//	渡辺 利綱	大熊町長
//	林 孝之	東京電力株式会社 福島原子力被災者支援対策本部福島地域支援室長
//	馬場 壽恵	東北電力株式会社執行役員福島支店長

監事（任期：平成25年4月30日）

役職名	氏名	摘要
監事	安藤 正	福島県農林水産部参事兼農林総務課長
〃	南部 房幸	福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長

評議員（任期：平成25年6月30日）※平成24年4月1日以降に就任いただいた方です

役職名	氏名	摘要
会長	※高荒 昌展	福島県農林水産部政策監
副会長	八多 宣幸	福島県農林水産部水産課長
〃	新妻 芳弘	福島県漁業協同組合連合会専務理事
評議員	齋藤 弘昭	福島県信用漁業協同組合連合会専務理事
〃	※鈴木 常夫	いわき市農林水産部水産振興室長
〃	※桑折 光信	相馬市産業部参事農林水産課長
〃	末永 清一	大熊町産業課長
〃	原 一郎	東京電力株式会社 福島原子力被災者支援対策本部 業務グループマネージャー
〃	寺崎 芳典	東北電力株式会社福島支店企画部長

職員

職名	氏名	職名	氏名
管理部総括	仲野ミエ子	（生産部主任	阿部 祐之※）
生産部総括	丸添 隆義	〃 主任	吉田 文志
〃 主任	大和田淳郎	管理部主任	武内 宗典

※東日本大震災の津波によりご逝去

⑥啓発普及

栽培漁業に対する理解を深めるため、次のとおり実施しました。

・情報公開

「知事の所管に属する公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき寄附行為や決算書類等の情報※を全国公益法人協会の情報公開ページを活用し情報公開しています。

※情報公開内容は、寄附行為、平成22年度事業報告書、平成22年度収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、平成23年度事業計画書、平成23年度収支予算書、役員名簿です。（URL：<http://koueki.jp/disclosure/ha/fukushima-saibai/>）

・定期刊行物

平成22年度業務報告書 50部

（3）その他

公益法人移行について

東日本大震災の津波による種苗生産施設等の損壊により、各種受託事業等の継続実施に課題が生じたため、新公益法人制度への移行を保留にしておりましたが、今年度から国の第3次補正予算事業「被災海域における種苗放流支援事業」を活用しての種苗生産業務を再開できたことから、あらためて今後の当協会の運営及び公益法人移行について検討し、平成24年度の早い時期から準備を進めて参ります。

正味財産増減計算書（総括表）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当年度 (A)	前年度 (B)	増 減 (A-B) (▲は対前年度減)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	18,957,872	18,514,225	443,647
基本財産運用益計	18,957,872	18,514,225	443,647
②特定資産運用益			
退職給付引当資産受取利息	977,848	1,707,666	▲729,818
減価償却引当資産受取利息	2,100	1,745	355
運営基盤強化対策積立資産受取利息	432,608	375,961	56,647
特別施設・設備修繕等準備積立資産受取利息	6,517	5,328	1,189
経営安定化積立資産受取利息	8,412	5,597	2,815
特定資産運用益計	1,427,485	2,096,297	▲668,812
③受取補助金等			
種苗生産等事業受託収益	0	91,867,000	▲91,867,000
施設維持管理事業受託収益	0	7,831,846	▲7,831,846
稚魚飼育等事業受託収益	0	3,736,005	▲3,736,005
ヒラメ栽培事業受託収益	0	86,345,000	▲86,345,000
ホシガレイ飼育試験受託収益	0	1,005,000	▲1,005,000
さけ稚魚放流状況等調査事業受託収益	0	498,000	▲498,000
栽培漁業資源回復等対策受託収益	0	937,361	▲937,361
種苗放流支援事業受託収益	6,174,730	0	6,174,730
受取補助金等計	6,174,730	192,220,212	▲186,045,482
④事業収益			
地域特産化推進事業収益	0	2,198,460	▲2,198,460
事業収益計	0	2,198,460	▲2,198,460
⑤雑収益			
原子力立地給付金	0	2,505,216	▲2,505,216
有価証券運用益	167,937	177,130	▲9,193
雑収益	180,718	100,000	80,718
雑収益計	348,655	2,782,346	▲2,433,691
経常収益計	26,908,742	217,811,540	▲190,902,798
(2) 経常費用			
①事業費			
種苗生産等事業費	0	93,461,000	▲93,461,000
施設維持管理事業費	0	7,831,846	▲7,831,846
稚魚飼育等事業費	0	3,736,005	▲3,736,005
ヒラメ栽培事業費	0	87,256,216	▲87,256,216
ホシガレイ飼育試験費	0	1,005,000	▲1,005,000
さけ稚魚放流状況等調査事業費	0	500,488	▲500,488
栽培漁業資源回復等対策事業費	0	937,361	▲937,361
種苗放流支援事業費	3,634,730	0	3,634,730
地域特産化推進事業費	0	2,124,860	▲2,124,860
啓発普及費	0	90,000	▲90,000
事業費計	3,634,730	196,942,776	▲193,308,046
②管理費			
本部運営費	41,308,467	16,783,508	24,524,959
退職給付費用	10,443,663	0	10,443,663
減価償却費	0	80,581	▲80,581
管理費計	51,752,130	16,864,089	34,888,041
経常費用計	55,386,860	213,806,865	▲158,420,005

正味財産増減計算書（総括表）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当年度 (A)	前年度 (B)	増 減 (A-B) (▲は対前年度減)
評価損益等調整前当期経常増減額	△28,478,118	4,004,675	▲32,482,793
基本財産評価損益	2,495,000	1,630,000	865,000
特定資産評価損益	328,000	1,332,250	▲1,004,250
有価証券評価損益	0	418,000	▲418,000
評価損益計	2,823,000	3,380,250	▲557,250
当期経常増減額	△25,655,118	7,384,925	▲33,040,043
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 特定資産償還益			
運営基強化対策積立資産償還益	2,470,400	0	2,470,400
退職給付引当資産償還益	430,450	36,760	393,690
特定資産償還益計	2,900,850	36,760	2,864,090
② 有価証券償還益			
有価証券償還益	1,371,220	0	1,371,220
有価証券償還益計	1,371,220	0	1,371,220
③ 貸倒引当金戻入			
貸倒引当金戻入	485,000	475,000	10,000
貸倒引当金戻入計	485,000	475,000	10,000
経常外収益計	4,757,070	511,760	4,245,310
(2) 経常外費用			
① 特定資産償還損			
退職給付引当資産償還損	2,000	0	2,000
特定資産償還損計	2,000	0	2,000
② 流動資産災害損失			
原材料災害損失	1,397,070	0	1,397,070
流動資産災害損失計	1,397,070	0	1,397,070
③ 固定資産災害損失			
車両運搬具災害損失	98,182	0	98,182
什器備品災害損失	79,297	0	79,297
固定資産災害損失計	177,479	0	177,479
経常外費用計	1,576,549	0	1,576,549
当期経常外増減額	3,180,521	511,760	2,668,761
当期一般正味財産増減額	△22,474,597	7,896,685	▲30,371,282
一般正味財産期首残高	164,131,924	156,235,239	7,896,685
一般正味財産期末残高	141,657,327	164,131,924	▲22,474,597
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産償還益			
投資有価証券償還益	3,535,760	0	3,535,760
基本財産償還益計	3,535,760	0	3,535,760
② 基本財産評価益			
投資有価証券評価益	1,922,600	4,764,750	▲2,842,150
基本財産評価益計	1,922,600	4,764,750	▲2,842,150
当期指定正味財産増減額	5,458,360	4,764,750	693,610
指定正味財産期首残高	502,203,840	497,439,090	4,764,750
指定正味財産期末残高	507,662,200	502,203,840	5,458,360
III 正味財産期末残高	649,319,527	666,335,764	▲17,016,237

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度(A)	前年度(B)	増減(A-B) (▲は前年度減)
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金(決済用)	50,488,089	32,527,930	17,960,159
定期預金	0	36,760	▲36,760
現金	625	0	625
現金預金合計	50,488,714	32,564,690	17,924,024
(2) その他流動資産			
未収金	1,457,825	630,106	827,719
有価証券	2,987,400	20,416,180	▲17,428,780
立替金(分譲)	6,400,000	19,600,000	▲13,200,000
立替金	10,323,250	24,008,250	▲13,685,000
貸倒引当金	△3,923,250	△4,408,250	485,000
立替金(返納金他)	0	2,719,318	▲2,719,318
原材料	0	1,397,070	▲1,397,070
前払金	402,140	0	402,140
その他流動資産合計	11,247,365	44,762,674	▲33,515,309
流動資産合計	61,736,079	77,327,364	▲15,591,285
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	549,466,392	539,485,465	9,980,927
(指定)	(507,626,392)	(500,140,465)	(7,485,927)
(一般)	(41,840,000)	(39,345,000)	(2,495,000)
定期預金	35,808	2,063,375	▲2,027,567
基本財産合計	549,502,200	541,548,840	7,953,360
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	69,408,437	98,440,737	▲29,032,300
退職給付準備資産	4,000,000	3,000,000	1,000,000
減価償却引当資産	0	3,049,941	▲3,049,941
運営基盤強化対策積立資産	18,129,160	36,617,980	▲18,488,820
特別施設・設備修繕等準備積立資産	0	9,000,000	▲9,000,000
経営安定化積立資産	14,000,000	12,000,000	2,000,000
特定資産合計	105,537,597	162,108,658	▲56,571,061
(3) その他固定資産			
車両運搬具	0	98,182	▲98,182
什器備品	2,667,000	79,297	2,587,703
その他固定資産合計	2,667,000	177,479	2,489,521
固定資産合計	657,706,797	703,834,977	▲46,128,180
資産合計	719,442,876	781,162,341	▲61,719,465
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	124,452	14,860,315	▲14,735,863
預り金	0	452,025	▲452,025
流動負債合計	124,452	15,312,340	▲15,187,888
2. 固定負債			
退職給付引当金	69,998,897	99,514,237	▲29,515,340
固定負債合計	69,998,897	99,514,237	▲29,515,340
負債合計	70,123,349	114,826,577	▲44,703,228
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	507,662,200	502,203,840	5,458,360
(うち基本財産への充当額)	(507,662,200)	(502,203,840)	(5,458,360)
2. 一般正味財産	141,657,327	164,131,924	▲22,474,597
(うち基本財産への充当額)	(41,840,000)	(39,345,000)	(2,495,000)
(うち特定資産への充当額)	(36,129,160)	(63,667,921)	▲27,538,761
正味財産合計	649,319,527	666,335,764	▲17,016,237
負債及び正味財産合計	719,442,876	781,162,341	▲61,719,465

財産目録

平成24年3月31日現在

※ 満期保有目的の債券
(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
普通預金（決済用）	東邦銀行 大熊支店 （本部運営等関係）	47,467,193
普通預金（決済用）	同上 （地域特産化推進事業関係）	3,020,896
現金		625
現金預金計		50,488,714
(2) その他流動資産		
未収金	給与返納額等	1,457,825
有価証券	国債	2,987,400 ※
	(小計) 2,987,400 円	
立替金（分譲）	(アユ・ヒラメ分譲代金)	10,323,250
〔立替金〕		△ 3,923,250
	(小計) 6,400,000 円	
前払金	(債券購入時経過利息)	402,140
その他流動資産合計		11,247,365
流動資産合計		61,736,079
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
投資有価証券		
【指定】	国債	175,277,123 ※
	地方債	4,952,700 ※
	社債（電力債）	239,734,369 ※
	円建外債	87,662,200
	(小計) 507,626,392 円	
【一般】	円建外債	41,840,000
	(小計) 41,840,000 円	
	(計) 549,466,392 円	
定期預金		
【指定】	東邦銀行 県庁支店	35,808
	(小計) 35,808 円	
	【指定】計 507,662,200 円	
	【一般】計 41,840,000 円	
基本財産合計		549,502,200
(2) 特定資産		

退職給付引当資産					
投資有価証券					
地方債		3,872,880	※		
社債（一般事業債）		7,000,000	※		
円建外債		3,309,540			
(小計)	14,182,420 円				
定期預金	東邦銀行 大熊支店	55,226,017			
(小計)	55,226,017 円				
(計)	69,408,437 円				
退職給付準備資産					
普通預金	東邦銀行 大熊支店	4,000,000			
運営基盤強化対策積立資産					
投資有価証券					
地方債		4,952,700	※		
社債（一般事業債）		8,000,000	※		
円建外債		5,176,460			
(計)	18,129,160 円				
経営安定化積立資産					
定期預金・普通預金	東邦銀行 大熊支店	14,000,000			
特定資産合計		105,537,597			
(3) その他固定資産					
什器備品	(アワビ種苗生産用飼育水槽)	2,667,000			
その他固定資産合計		2,667,000			
固定資産合計				657,706,797	
	資産合計				719,442,876
Ⅱ 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	業者支払他	124,452			
流動負債合計				124,452	
2. 固定負債					
退職給付引当金		69,998,897			
固定負債合計				69,998,897	
	負債合計				70,123,349
Ⅲ 正味財産					649,319,527

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

当法人は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により、財団法人福島県栽培漁業協会寄附行為第3条の目的を達成する為に行う、同第4条に掲げた事業を遂行するための重要施設等の損壊により、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当法人は、当該状況を改善すべく事業の継続に向けて情報収集を行って参りましたが、平成23年度より、国の補助事業を活用しての種苗生産業務を再開することができました。

しかし、当法人の動向については県の主務課と相談しながら進めている途中であり、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券は、取得価額で計上しました。
その他の有価証券は、時価で計上しました。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職金支給に備えるため、当期末における退職給付債務（期末自己都合要支給額の100%）に相当する額を計上しました。

(3) リース取引の処理方法

リース取引は、通常の賃貸借取引による処理としています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としました。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	539,485,465	97,305,637	87,324,710	549,466,392
定期預金	2,063,375	35,808	2,063,375	35,808
小 計	541,548,840	97,341,445	89,388,085	549,502,200
特定資産				
退職給付引当資産	98,440,737	65,463,655	94,495,955	69,408,437
退職給付準備資産	3,000,000	4,000,000	3,000,000	4,000,000
減価償却引当資産	3,049,941	0	3,049,941	0
運営基盤強化対策積立資産	36,617,980	200,080	18,688,900	18,129,160
特別施設・設備修繕等準備積立資産	9,000,000	0	9,000,000	0
経営安定化積立資産	12,000,000	2,000,000	0	14,000,000
小 計	162,108,658	71,663,735	128,234,796	105,537,597
合 計	703,657,498	169,005,180	217,622,881	655,039,797

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債 に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	549,466,392	507,626,392	41,840,000	—
定期預金	35,808	35,808	0	—
小 計	549,502,200	507,662,200	41,840,000	—
特定資産				
退職給付引当資産	69,408,437	—	—	69,408,437
退職給付準備資産	4,000,000	—	4,000,000	—
運営基盤強化対策積立資産	18,129,160	—	18,129,160	—
経営安定化積立資産	14,000,000	—	14,000,000	—
小 計	105,537,597	0	36,129,160	69,408,437
合 計	655,039,797	507,662,200	77,969,160	69,408,437

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品 (777 種苗生産用飼育水槽)	2,667,000	0	2,667,000
合 計	2,667,000	0	2,667,000

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価益
国 債			
20年利付国債	175,277,123	184,898,512	9,621,389
10年利付国債	2,987,400	3,015,000	27,600
地方債			
かながわ県民債他	13,778,280	14,252,000	473,720
社 債			
電力債	239,734,369	257,075,450	17,341,081
一般事業債	15,000,000	15,121,700	121,700
合 計	446,777,172	474,362,662	27,585,490

7. その他

退職給付制度は、退職一時金制度を実施しています。自己都合退職一時金（期末要支給額）に対して満額の引当資産の積立を行っています。

収支計算書（総括表）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A-B) (△は予算超過額)
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入			
基本財産利息収入	18,017,000	18,957,872	△940,872
基本財産運用収入計	18,017,000	18,957,872	△940,872
(2) 特定資産運用収入			
退職給付引当資産利息収入	947,000	977,848	△30,848
減価償却引当資産利息収入	0	2,100	△2,100
運営基盤強化対策積立資産利息収入	297,000	432,608	△135,608
特別施設・設備修繕等準備積立資産利息収入	0	6,517	△6,517
経営安定化積立資産利息収入	0	8,412	△8,412
特定資産運用収入計	1,244,000	1,427,485	△183,485
(3) 補助金等収入			
種苗放流支援事業収入	0	6,174,730	△6,174,730
補助金等収入計	0	6,174,730	△6,174,730
(4) 雑収入			
有価証券運用収入	94,000	167,937	△73,937
有価証券償還収入	0	1,371,220	△1,371,220
貸倒引当金戻入収入	0	485,000	△485,000
雑収入	0	180,718	△180,718
雑収入計	94,000	2,204,875	△2,110,875
事業活動収入計	19,355,000	28,764,962	△9,409,962
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出			
種苗放流支援事業費支出	0	3,634,730	△3,634,730
事業費支出計	0	3,634,730	△3,634,730
(2) 管理費支出			
本部運営費支出	44,918,000	41,308,467	3,609,533
退職給付支出	60,420,000	43,028,538	17,391,462
管理費支出計	105,338,000	84,337,005	21,000,995
事業活動支出計	105,338,000	87,971,735	17,366,265
事業活動収支差額	▲85,983,000	▲59,206,773	△26,776,227
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 基本財産取崩収入			
投資有価証券満期償還収入	68,000,000	68,000,000	0
投資有価証券繰上償還収入	0	22,900,000	△22,900,000
定期預金取崩収入	0	2,063,375	△2,063,375
基本財産取崩収入計	68,000,000	92,963,375	△24,963,375
(2) 特定資産取崩収入			
運営基盤強化対策積立資産満期償還収入	1,000,000	1,000,000	0
運営基盤強化対策積立資産繰上償還収入	0	16,000,000	△16,000,000
運営基盤強化対策積立資産取崩収入	4,159,000	4,159,300	△300
退職給付引当資産満期償還収入	60,000,000	60,000,000	0
退職給付引当資産繰上償還収入	0	2,300,000	△2,300,000
退職給付引当資産取崩収入	45,670,000	32,584,875	13,085,125
退職給付準備資産取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
特別施設・設備修繕等準備積立資産取崩収入	9,000,000	9,000,000	0
減価償却引当資産取崩収入	3,050,000	3,049,941	59
特定資産取崩収入計	125,879,000	131,094,116	△5,215,116
投資活動収入計	193,879,000	224,057,491	△30,178,491

収支計算書（総括表）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A-B) (△は予算超過額)
2. 投資活動支出			
(1) 基本財産取得支出			
投資有価証券取得支出	67,961,000	92,888,037	△24,927,037
定期預金取得支出	0	35,808	△35,808
基本財産取得支出計	67,961,000	92,923,845	△24,962,845
(2) 特定資産取得支出			
退職給付準備資産取得支出	0	4,000,000	△4,000,000
退職給付引当資産取得支出	59,967,000	62,266,200	△2,299,200
経営安定化積立資産取得支出	500,000	2,000,000	△1,500,000
特定資産取得支出計	60,467,000	68,266,200	△7,799,200
(3) 固定資産取得支出			
什器備品購入支出	0	2,667,000	△2,667,000
固定資産取得支出計	0	2,667,000	△2,667,000
投資活動支出計	128,428,000	163,857,045	△35,429,045
投資活動収支差額	65,451,000	60,200,446	5,250,554
Ⅲ. 予備費支出	500,000 ▲500,000	—	0
当期収支差額	△20,532,000	993,673	△21,525,673
前期繰越収支差額	60,617,000	60,617,954	△954
次期繰越収支差額	40,085,000	61,611,627	△21,526,627

（注）予備費の使用について

予備費▲500,000円は、Ⅱ 投資活動収支の部 2.投資活動支出 - (2)特定資産取得支出 - 経営安定化積立資産取得支出 に充当支出し当該科目の予算額に表示しました。

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、流動資産（現金・預金、未収金、有価証券、立替金、前払金）及び流動負債（未払金、預り金）を含めています。

2. 次期繰越収支差額

次期繰越収支差額に含まれる流動資産及び流動負債の内訳は次表のとおりです。

（単位：円）

科 目		平成22年度末残高	平成23年度末残高
流動資産	現金・預金	32,564,690	50,488,714
	未収金	630,106	1,457,825
	有価証券	20,416,180	2,987,400
	立替金（分譲）	19,600,000	6,400,000
	立替金（その他）	2,719,318	0
	前払金	0	402,140
	合 計	75,930,294	61,736,079
流動負債	未払金	14,860,315	124,452
	預り金	452,025	0
	合 計	15,312,340	124,452
次期繰越収支差額		60,617,954	61,611,627

監査報告書

財団法人福島県栽培漁業協会寄附行為第15条及び第18条第5項の規定に基づき提出された、平成23年度事業報告書並びに正味財産増減計算書及び財産目録等の財務諸表並びに収支計算書等に係る監査を行った結果、その内容は公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡会議申合せ）に準拠しており、いずれも適正なものと認められましたのでここに報告いたします。

平成24年6月6日

財団法人 福島県栽培漁業協会

監 事 安藤 正

監 事 南部 房幸

平成24年度事業計画書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 基本方針

福島県における公共団体、漁業団体、その他関係団体等と協調して地域漁業の発展を図ることとなるよう努めて参ります。

2 事業計画

(1) 種苗放流支援事業（アワビ・ヒラメ種苗生産等業務）

国の「被災海域における種苗放流支援事業」を活用し、本県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等においてエゾアワビ（殻長概ね25～30mm、5～10万個）及びヒラメ（全長概ね60mm、10万尾）の種苗生産を行い福島県内へ種苗を放流※します。また、その親貝（魚）の育成や種苗生産用餌料培養に関する業務を行います。

※ 種苗の放流は、ヒラメについては平成24年8月を、アワビについては平成25年8月を目標に行います。なお、放流種苗の汚染防止のため、水産物や海底土壌等のモニタリング結果を参考に放流海域を選定することとします。

(2) 本部運営関係

- ・理事会、評議員会を開催し、法人の管理・運営を行います。
- ・「知事の所管に属する公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき、寄附行為や決算書類等を情報公開ページを活用して情報の公開を行います。
- ・業務報告書を作成・配布し情報公開を行います。

(3) その他

- ・公益法人移行について

東日本大震災の津波による種苗生産施設等の損壊により、各種受託事業等の継続実施に課題が生じたため、新公益法人制度への移行を保留にしておりましたが、(1)の種苗放流支援事業の実施により、公益財団法人への移行を目指し、今後の当協会の在り方を検討し準備を進めます。

平成24年度収支予算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：千円)

科 目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	増減 (a-b) (▲は減少額)	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
①基本財産運用収入	17,972	18,017	▲45	
基本財産利息収入	(17,972)	(18,017)	(▲45)	
②特定資産運用収入	459	1,244	▲785	
特定資産利息収入	(459)	(1,244)	(▲785)	
③補助金収入	40,443	0	40,443	
種苗放流支援事業収入	(40,443)	(0)	(40,443)	
④雑収入	24	94	▲70	
有価証券運用収入	(24)	(94)	(▲70)	
事業活動収入合計 (A)	58,898	19,355	39,543	
2 事業活動支出				
①事業費支出	40,443	0	40,443	
種苗放流支援事業費支出	(40,443)	(0)	(40,443)	
②管理費支出	26,326	105,338	▲79,012	
本部運営費支出	(17,922)	(44,918)	(▲26,996)	
退職給付支出	(8,404)	(60,420)	(▲52,016)	
事業活動支出合計 (B)	66,769	105,338	▲38,569	
事業活動収支差額 (C) (A-B)	▲7,871	▲85,983	78,112	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
①基本財産取崩収入	0	68,000	▲68,000	
投資有価証券満期償還収入	(0)	(68,000)	(▲68,000)	
②特定資産取崩収入	8,763	125,879	▲117,116	
運営基盤強化対策積立資産満期償還収入	(0)	(1,000)	(▲1,000)	
運営基盤強化対策積立資産取崩収入	(0)	(4,159)	(▲4,159)	
退職給付引当資産満期償還収入	(4,000)	(60,000)	(▲56,000)	
退職給付引当資産取崩収入	(4,763)	(45,670)	(▲40,907)	
退職給付準備資産取崩収入	(0)	(3,000)	(▲3,000)	
特別施設・設備修繕等準備積立資産	(0)	9,000	(▲9,000)	
減価償却引当資産取崩収入	(0)	3,050	(▲3,050)	
投資活動収入合計 (D)	8,763	193,879	▲185,116	
2 投資活動支出				
①基本財産取得支出	0	(67,961)	▲67,961	
投資有価証券取得支出	(0)	67,961	(▲67,961)	
②特定資産取得支出	7,726	59,967	▲52,241	
退職給付引当資産取得支出	(7,726)	59,967	(▲52,241)	
投資活動支出合計 (E)	7,726	127,928	▲120,202	
投資活動収支差額 (F) (D-E)	1,037	65,951	▲64,914	
III 予備費支出 (G)	500	500	0	
当期収支差額 (C+F-G)	▲7,334	▲20,532	13,198	
前期繰越収支差額	62,953	60,617	2,336	
次期繰越収支差額	55,619	40,085	15,534	